

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、いかこぎ網漁業の操業制限について次のとおり指示する。

令和 6 年 2 月 29 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会 長 森友 信

1 指示する内容

(1) 制限する漁業

小型機船底びき網手繰第二種漁業（なまここぎ網、かきこぎ網漁業を除く。）のうち、次の事項に該当する漁具を使用するもの（以下「いかこぎ網漁業」という。）

- ア 袖網の袖口又は手木の部分の高さ（沈子網から浮子網までの高さをいう。）が 3メートル以上のもの
- イ 袋網の魚捕部分の網目が 15 センチメートルにつき 10 節未満のもの

(2) 制限する内容

いかこぎ網漁業は、次に掲げる区域及び期間、時間以外に操業してはならない。

ア 操業区域

大分県国東市国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結ぶ線と山口県熊毛郡上関町祝島東端と大分県大分市関崎とを結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域のうち山口県瀬戸内海の区域

イ 操業期間及び操業時間

- (ア) 操業期間 令和 6 年 12 月 15 日から令和 7 年 2 月末日まで。ただし、土曜日を除く。
- (イ) 操業時間 毎日午前 6 時から午後 3 時まで

2 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 21 日から令和 7 年 4 月 20 日まで

いかこぎ網漁業操業参考図

